

## 宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金 Q&A【R8. 3月更新】

### Q1:市外の法人でも対象となるか。

A1:市外法人であっても市内に介護サービス事業所を有している法人であれば対象となります。  
ただし、市内の介護サービス事業所に就労することが条件となります。

### Q2:事務職も対象となるか。

A2:本補助金は、介護サービス事業所等で介護業務に従事する者を対象としており、事務職、管理者は対象外です。また、居宅療養管理指導(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士)も対象外です。

### Q3:管理者が介護職員を兼務しており、利用者に介護等をしている場合は対象になりますか。

A3: 管理者であっても、要綱「第2条(2)介護職員等」に当てはまる職種を兼務している場合は対象となります。

### Q4:非常勤の場合でも対象となるか。

A4:常勤、非常勤にかかわらず対象となります。

### Q5:1法人最大何人の補助が受けられるのか。

A5:一会計年度につき1法人で3人までです。

### Q6:3か月以上の勤務が条件となっているが、3か月未満で離職した場合は本補助金の対象となるか。

A6:雇用が3か月未満の場合は対象外となります。

### Q7:雇用時点で宇部市の事業所に勤務し、その後市外の事業所に転勤して通算で3か月勤務した場合は対象となるか。

A7:市内の介護サービス事業所に継続して3か月以上介護業務に従事したことを要件としているため、対象外となります。

### Q8:雇用時点の事業所から別の事業所へ変わった場合でも対象となるか。

A8:同一法人の市内事業所であれば介護サービス事業所が変わっても対象となります。

### Q9:本補助金は、雇用した法人を対象に交付されるが、雇用された職員は宇部市介護職等就職助成金の対象となるのか。

A9: 要綱「第2条(1)介護サービス事業所等」のうち、アに該当する以下の事業所は、宇部市介護職等就職助成金の申請が可能です。

第2条(1)介護サービス事業所等

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所。但し、居宅療養管理指導を除くものとする。

### Q10:採用日より前の申請は可能か。

A10:採用日前の申請は受け付けていません。採用日以降、ご申請ください。

【例】令和7年12月に面接し、令和8年4月1日に採用する場合 →令和8年4月1日以降に申請が可能

**Q11:複数人同時に申請する場合、申請書(様式第1号)は一人ずつ作成が必要か。**

A11:一人ずつ作成が必要です。申請人数分の作成をお願いします。

**Q12: 滞納がないことの証明は納税証明書を提出したら良いか。**

A12: 納税証明書の「滞納がないことの証明」をご提出ください。宇部市 市民税課で発行が可能です。

<詳しくはこちら>

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/shizei/shoumei/1001701.html>

**Q13: Q5「一会計年度につき1法人で3人まで」とあるがいつまでに提出すれば令和7年度の扱いとなるか、具体的に教えてほしい。**

A13:採用日と提出日の両方が令和7年度内(令和8年3月31日まで)であれば、令和7年度の扱いとなります。提出日が令和8年度(令和8年4月以降)であれば、令和8年度の扱いとなります。

【例】 採用日:令和8年1月、提出日:令和8年2月 →令和7年度

採用日:令和8年3月、提出日:令和8年4月 →令和8年度

採用日:令和8年4月、提出日:令和8年5月 →令和8年度

**Q14:補助金の対象となる職種を教えてください。**

A14:以下のとおりです。(外国人介護人材は、Q24のとおり)

介護福祉士、社会福祉士、(准)看護師、保健師、(管理)栄養士、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)、介護支援専門員、生活相談員、生活援助従事者、生活援助員、福祉用具専門相談員。

※事務職、管理者、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士は対象外。管理者と上記職種兼務の場合は可。(Q3参照)

**Q15:宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金就労証明書(様式第2号(第6条関係))の職種欄はどのように記載すればいいか。**

A15:Q14の職種を記載してください。

なお、宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金就労継続証明書(様式第5号(第9条関係))も同様です。

## **外国人材関連**

**Q16:外国人介護人材を雇用した場合の補助金対象経費とは何か。**

A16: 要綱「別表」のとおりです。

**Q17:雇用後に発生した経費についても、補助対象経費に含めてよいか。**

A17:雇用(就労)するまでに生じる経費であるため、雇用後の経費は対象外となります。また監理団体への入会金、年会費、雇用後のサポート費用等は対象外となります。

**Q18:外国人介護人材に在留資格「介護」の方が対象外なのはなぜか。**

A18:在留資格「介護」は日本で介護職として就職するための在留資格で、介護福祉士を取得しており、雇用に関して日本人とほぼ同条件のため外国人材としては対象にはなりません。  
なお、在留資格「介護」の方を、人材紹介業者から紹介を受けた場合は対象となります。

**Q19:技能実習生の「入国に要する費用」とは何か。**

A19:外国人介護人材の入国及び国内の移動のための旅費や、在留資格の手続きを郵送で行う場合の郵送料等を想定しています。

**Q20:技能実習生の「在留資格の申請に要する経費」とは何か。**

A20「在留資格認定証明書」が必要な場合、その申請に必要な費用等を想定しています。

**Q21:技能実習生の「講習や研修に要する経費」と何か。**

A21:監理団体等の受入調整機関に支払った研修費用や講習費用を想定しています。なお、研修期間中に支払った外国人介護人材の生活のための費用(食費や生活費手当など)は対象ではありません。

**Q22:EPA(経済連携協定)や特定技能1号の「その他市長が特に必要と認める経費」には何が想定されるか。**

A22:外国人介護人材の入国に要する費用、研修に要する費用、渡航費、在留資格の変更に要する経費等を想定しています。なお、研修期間中に支払った外国人介護人材の生活のための費用(食費や生活費手当など)は対象となりません。

**Q23:外国人介護人材を受け入れる際に雇用主が負担した住居手配費用(敷金、礼金等)は、対象となるか。**

A23:対象外です。

**Q24:外国人介護人材はどのような人が対象か。**

A24:EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人となります。